

ることから、複数の専門委員、例えば、弁理士と学者・研究者という組合せを指定する例も少なくありません。争点整理手続期日に1, 2回, 1回につき30分ないし半日程度関与する例が多く、関与した事件ごとに手当等が支給されます。

実績ですが、2004年4月1日に制度が動き出してから1年間の活用実績は、延べ出廷回数83回、特許・実用新案関係の事件のうち、約40件に関与しています。これまでに裁判官を交えて専門委員に対して説明会や懇談会、研究会等を何度か実施していますが、試行錯誤のうちにも、次第に実績・成果が出てきましたし、課題も見えてきました。

専門委員の関与による実績・成果として5点ほど指摘できるかと思えます。1つは、真の専門家の知見を分かりやすく訴訟の場に反映させることができ、その説明が様々な角度からされるので、争点がより明確になり、また、技術について思わざる誤解や落とし穴があるのではないかという危機感が少なくなったことがあります。

次に、裁判官は、争点の判断に必要な範囲で技術を理解しようとするのが通例ですが、技術文献などの証拠資料を断片的に見ただけでは容易には分からない技術の背景的事情などの説明を受け、事件をより深く理解する上で役立ったという指摘があります。審理の質が高まった1つの場面だと思えます。

さらに、当該技術分野の第一人者とも言われる専門家が関与することで、弁論準備手続期日における当事者の意気込みが増し、準備も周到になることから、技術面での議論が一段と充実・活発化し、よい意味で緊張感のあるものとなったことが挙げられます。

4つ目に、裁判所が各技術分野の一流の専門家の説明を聴いて手続を進めるという体制をとっている、そのこと自体が裁判に対する当事者の信頼性・納得性を高めることになり、和解的解決に向けた気運を高める効果を生じた例もあります。

5つ目として、裁判という一般には分かりにくいプロセスが、技術の分野の専門家にとっても開かれたものとなったことが指摘できます。



よしむら・きねくに氏

一方、今後の課題について若干申し上げますと、まず、技術分野の多様性、科学技術の進歩や陳腐化の早さからも、専門委員として、いかに人を得るかが制度の命運を左右するわけです。候補者の中から問題となる技術分野に最適の人を選ぶことは、必ずしも容易ではありませんし、ピッタリと合う人がいても、何らかの形で事件当事者や代理人と関係がある場合も少なくないという問題があります。

次に、専門委員は、当事者が提出した主張や証拠が不十分な場合に、それを補うための制度ではありませんから、専門委員が先行の公知例などに気づいた場合にどうするのか、期日の場でズバリ指摘してもよいかということが、よく議論になります。公平中立性や手続的保障の点から、発言前に裁判官に相談してもらおうか、やむを得ないときは期日終了後に裁判官に指摘し、あとは裁判所の釈明の問題として処理することが、1つのやり方として考えられます。

さらに、専門委員に対し事前にどの程度の資料、例えば、審決、特許公報のほか、準備書面や関係証拠のどの範囲の資料を送って準備してもらおうか、関与した事件の専門委員本人に対する結果報告をどうするかなどの運用上の問題もあります。

今後の展望についてですが、現在までのと

ころ、専門委員の関与する事件は必ずしも多くはありませんが、今後、技術の一層の先端化・細分化に伴い、専門委員の助力が必要な事件も次第に増えていくものと予想されます。裁判所調査官と並んで世界に例を見ない制度として注目されていますので、さらに実績と検証作業を重ね、スキルアップして、その積極的活用を図るとともに、様々な形での情報発信などを通じて制度に対する理解を広げ、定着化を図っていく必要があると考えています。

大淵 今の点について、ご質問、ご意見等をお願いいたします。

阿部 2つあります。1つは、裁判所が当事者の意見を聴いて専門家から専門的な知識に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させるという決定をするわけですね。この場合「この問題については、こういう専門家の意見を聴いたらどうですか」と裁判所のほうから言うのが普通なのですか、それともリストがあって、「この中でよさそうな人がいますか」となるのでしょうか。

というのは、まず訴訟当事者としては専門委員の意見を聴いたほうがいいと思った場合に、どういう人がいるか分かる必要があると思います。それはあらかじめこういう人がいますという情報を得られるという前提でよろしいのでしょうか。

末吉 私が理解する専門委員の選任のプロセスは、大体裁判所のほうで、本件は専門委員関与が適切ではないかと、当事者に言われるのです。代理人、あるいは当事者からすると、その必要はないというケースは、普通はなくて、「そうでしょうね」となると思います。名簿等を拝見することはありません。裁判所のほうで登載されている候補者の中から、その事案に適していて、かつ、利害関係のない第三者的な専門家を選んで、「この方が専門委員候補者です」と両当事者に示します。それで、利害関係があるかどうかを、一応両当事者がチェックして、第三者性があると確認し、同意して、専門委員に就いていただく。私の理解する手続はそんなところですよ。

塩月 補足して申し上げますと、末吉さんが言われたのが典型的な場合だと思います。代理

人のほうから、この事件は専門委員を付けてほしいと言われた事件もありました。それは「この委員に依頼してください」というのではなく、「専門委員を付けてほしい」と。この要請に従って裁判所が名簿の中から選んだという経緯になっています。

どういう方が適切かという選び方ですが、出身学会とかいろいろな情報がありますが、所属学会も広い分野になるので、専門委員の候補者は、ご自身はどの分野が得意だということの特許分類番号をお示しになっていますので、それが一致するかどうかという観点でも選んでいます。そうすると、適任者が限られてきます。その段階でその方にコンタクトを取って、こういう事件はどうか、何か利害関係はないかと打診します。分類などが一致しても、「それは私の専門とはちょっと違います」と言われることが多いのです。技術の専門家の領域というのは結構狭くて困ってしまうのです。何人かの方に共同してお願いしますので是非、と、そして、ご自身の専門分野から見て少し離れていても、そのお立場の目から見ての説明をいただければ非常にありがたいのだが、ということをお願いして引き受けていただく事件が大部分です。

また専門委員候補の方に連絡したら、「私よりもこの方が適切ではないか」と言われたことがあります。その方はまだ名簿には挙がっていない方だったものですから、この方を急遽名簿に載せるための手続をとったこともあります。

例えば、共同研究を発表したとか利害関係があるとおっしゃられて困ることがあるのですが、そこは専門委員の制度を根づかせるためには、あまり硬直に考えないで、より柔軟に考えていただいたほうがよいのではないかと、当事者、あるいは代理人の目から見ての利害関係の網にかければよいのではないかと、ということをお願いしています。

阿部 よく分かりました。2つ目の質問ですが、専門委員の説明を受けられる対象は専門的な知識とか先端的な分野に関する知見というふうに説明されています。鉄鋼業のような成熟産業のケースでは、技術常識そのものの中身が、本当はどういうことなのかをよく突き詰

めていくと、いろいろな考え方があって、何が本当の技術常識か分からないというケースがあるのです。例えば、合金化反応というのがあります。複数の金属が混ざった状態を合金化と言うのか、それともある複数の金属が混じって、ある一定の分子構造になったときに初めて、合金化反応が起きたというのか。こういう議論は先端的とか難解というよりも、むしろみんなが常識だと思っていたところが、実は常識にはいろいろな種類があったということなのですが、そういう場合は専門委員の守備範囲に入るのでしょうか。

塩月 一般的な話でしか言えないのですが、専門委員には資料を渡しておきます。審決、当該発明の明細書、審決取消訴訟では引用例ですね。侵害訴訟ではどういうものが加わるのか、いろいろなものがあるでしょうが、ある程度の資料は渡します。当然ある範囲での準備書面も行きますので、今お話しになったことについての考え方の違いも、専門委員は当然理解して臨むのだと思います。あとは専門委員がどのように考えるかでしょうね。明快にこれはどちらかと決まれば裁判所は判断しやすいのですが、良識ある専門委員はあまり断定的におっしゃらないのかもしれませんが。断定的に言われるとなると、どちらかの主張が間違っているということになるのだと思います。これは今挙げられた事案を離れての一般的な話なのですが、渡された資料や主張書面を踏まえて専門委員の説明がなされて、それを踏まえて判断をするという一般的な話しかできませんけれども。

阿部 先端分野ではなくても、専門委員の職務の対象にはなるわけですね。

塩月 そうです。

大淵 今言われた点に若干関連して、差し支えない範囲で結構なのですが、実際のところ、今までの成果について、おおむね専門委員を選任してよかったということなのか、そのあたりの具体的成果を教えてくださいと思います。

塩月 複数の方をお願いするケースが多いのです。微妙に事案の見方が違っていたということは、その2つの見方があるのだということが分かったということで、ありがたいことで

した。あとは裁判所あるいは調査官が、どのようにそれを理解して判断するかを任されているのだという、見極めがついたということはありません。

末吉 我々代理人の立場で言うと、例えば専門委員の選任のところは、鑑定書を書いてもらう専門家を探すことに非常によく似ていて、専門家が少ない領域があり、あるいは利害関係が錯綜しているようなことも多々あるので、選任は大変だろうなと思っています。

そういうことに加えて、もう1つ思うのは、我々代理人は鑑定書を書いてもらうときに多くの時間をかけます。まず理解してもらえるかどうかとか、論点をはっきり示せるかなど、代理人、当事者としては相当悩ましいところで、よい鑑定人に出会っても、本当に理解してもらって、論点に対して正確に答えてもらえるまで苦勞します。そんなに短時間のやり取り、あるいは少ない回数でのやり取りで済まない場合も多々あります。このことを前提に推論しますと、専門委員の限られた制約の中で実績を上げるのは、実際問題かなりいろいろな苦勞があるのだらうと思っています。これは当事者側でもいろいろな努力をしなければいけないところで、運用としてもっとよい制度にしていく余地はあるのではないかと個人的には思っています。

先ほど篠原さんが最後に言われた点と関連するのですが、私はあるパーティーで専門委員をされている技術者と雑談をしたことがあります。その方は大変勉強熱心な方で、研究等にとっても真面目に取り組んでおられることはよく存じ上げていたのですが、その方が大変熱心に専門委員を務めておられることを知りました。もちろん、その方はその紛争とは全く利害関係なく関与されているのですが、初めて特許訴訟の中身がよく分かったということでした。このようにして技術者の世界と特許訴訟が近くなってきているという実態も、非常に大事なポイントだと、私自身教えられました。

篠原 専門委員の制度は、まだ始まって1年余の試行錯誤の段階にありますので、ちょっと甘えた表現かもしれませんが、少し長い目で見ていただければ幸いです。裁判所として

は、皆様方のご指摘等を踏まえて、とにかく制度の定着を図っていこうという意気込みでやっています。

2 調査官関与の実態と展望

大淵 それでは、「調査官関与の実態と展望」に移りたいと思います。この点についても知財高裁からご説明、ご紹介をお願いいたします。

塩月 東京高裁知財部当時から、技術のバックグラウンドを有するスタッフである調査官から、日常的に基礎的な技術知識のサポートを得ています。出身母体は主に特許庁で、特許庁の審判官あるいは審査官をいったん退職していただき、裁判所調査官として執務に入っているのが大部分ですが、2002年4月からは弁理士出身の方も調査官として勤務しておられます。現在、弁理士出身の方としては、2代目の方が勤務しておられます。

分野は大ざっぱでして、機械、電気、化学の3つに分かれて調査をしていただいております。合計11名ですが、それぞれの分野に3から4名所属しています。調査官は特定の裁判官と対応してサポートするわけではなく、オールラウンドに弁論準備手続を担当する裁判官全員と事件ごとに担当するシステムになっています。したがって、裁判官と調査官との組合せはアトランダムです。このようなシステムによって、裁判官、調査官とも偏らない目で、オールラウンドな視点での事件への見方ができているのではないかと考えています。

機械、電気、化学という誠に大まかな分類ですので、個々の調査官にとっては、専門領域以外の案件も担当しなければならないという場合もよくあります。でも、調査官は11名が同じ部屋で執務しておりますので、専門外の事件であっても、他の調査官から知識を仕入れたりして活発な情報交換が行われているように理解しております。

このように事件に関する技術知識のサポートを調査官から裁判官は受けているわけですが、具体的な事件だけではなく、常日ごろから調査官との情報交換によって、より広い技術的な知識を仕入れるようにしたいと思って

努力しているところです。

調査官は、弁論準備手続当日において当事者の主張で分かりにくいところがあれば、調査官自らも発問して主張の理解に努めているところです。

弁論準備手続が終わった段階で、調査官は、報告書あるいは口頭報告によって、事件について裁判官に意見を述べるが行われていたわけですが、先ほどの吉村さんのご説明にありましたように、平成16年の民事訴訟法改正で、知的財産権に関する調査官の権限が明確化されたわけです。この改正は、これまで行われてきた実績が明文化されたもので、非常にありがたいことだと思っております。

報告は口頭ないし報告書という形で行われると申し上げましたが、報告書の態様もメモ程度のものから詳細なものまで千差万別でして、弾力的な運用がなされております。従前はある程度画一的な報告書というスタイルだったのですが、先ほど紹介しました審理改善のプロジェクトの中では、付随的に報告の在り方についての検討もあり、バラエティに富んだ事件の態様に応じた報告があっているのではないかとということで、報告の態様も変容しているところです。

大ざっぱな技術分野の3分類なわけですから、調査官がすべての技術分野に通暁しているわけではありません。事件ごとに勉強しているはずですが、それでも技術知識の咀嚼もなかなか大変な場合もままありますので、2004年から稼働している専門委員の制度は非常にありがたいことだと思っております。専門委員からの技術説明も加われば、当該技術分野における当該発明の位置づけがさらに洗練されるものと思っています。

大淵 今のご説明に関して、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

阿部 知的財産訴訟検討会での議論のときも、我々ユーザーの立場として調査官の権限はどのくらいあるのか、あるいは調査官と裁判官の間ではどういうコミュニケーションが行われるのか、その辺りが適正になされているのか、当事者は相当疑いの眼を持って見ているというところが一番議論になったところです。我々当事者には見えないものですから、調査

官の権限はどうかという話や報告のやり方などが問題になったわけです。そこで、今回の改正で当事者も調査官の調査報告を知ることができるようになったのかと理解してよいのかどうかをお聞きしたいと思います。

もう1つは、調査官の関与は各事件に必ず関与されるのか、それとも関与する、しないは裁判所が判断して、関与の度合も裁判所が判断するのが従来の方式だったと思うのですが、その辺りは前と同じでしょうか。

塩月 2つめのご質問について申し上げますと、審決取消訴訟については、商標、意匠の事件には調査官は関与しません。特許、実用新案事件については、法律問題だけが争点になる事件は別ですが、それ以外の特許、実用新案の審決取消訴訟は全件調査官が関与しております。

控訴事件については案件ごとに調査官関与が検討されています。1審判決で判断が出ていますので、地裁での審理における調査官関与よりは、より淡泊なはずです。

吉村 1つ目のご質問は、裁判所調査官の作成した報告書が当事者に開示されるかということですか。

阿部 開示しなくてもよいのですが、どういう内容かを聞くことはできるのか、あるいは調査官に対して質問ができるのか。

吉村 ここは検討会の席でも話題になりましたが、まず報告書の開示について申し上げますと、報告書そのものは裁判の資料を新たに追加するものではなく、当事者の主張や当事者から出された証拠を整理して、裁判官が正確に理解するための過渡的な参考資料でしかなく、また、裁判官がそれを採用しないこともあるので、それを出すと、かえって訴訟が混乱して遅延してしまうということで、開示はしないということになりました。

ただ、裁判所調査官が何を考えているのかがよく分からないという点については、実際にそのような危惧を晴らすために、裁判所の運用において、裁判所の調査官が当事者に質問を発して、又は立証を促すという権限を行使するということが、必要に応じて技術的な事項について、裁判所調査官は、この論点については自分はこのように考えていますとい

う認識を当事者及び裁判官の目の前で示すことで、裁判所調査官の理解が分かる。そうすると、裁判官と調査官と当事者との間の認識の共通化を図ることができるということで、このような運用を積極的に行っていくべきである、という取りまとめになりました。

作田 調査官の判断の透明性、正当性の観点から、調査官の判断に対して当事者に反論の機会を与えることを要望しましたが、これは無理だということをよく理解しました。

しかしながら、調査官の判断の透明性は大変重要なことでありまして、少なくとも、今、吉村さんが言われたように、当事者の理解と調査官の理解の共通化を図るような運用を期待したいと思います。

塩月 判断は当事者の主張と証拠に基づいてするわけです。調査官が、例えば「いや、こういう視点もありますよ」というように、当事者にとって予想もしないような切り口で判断してしまうのはまずいという認識でいます。ただし、当事者の主張も厳密な限界があるわけではありません。主張を対比させて、どちらかの主張路線だけが正しくて一方が勝ちとなるようなものではなく、主張路線の枠組みにもいろいろな思考過程の柔軟性がありますから、その思考過程の枠組みの中という、より柔軟な当事者の主張枠で当否を考えるべきだ、その主張枠の中でなら、裁判所も自由に判断することができるというように理解しなければいけないのです。そうは言っても、主張枠を大きく外れて、職権的に、調査官がこういう視点があります、こういう論理の組み方があるので、こちらの方向で行きましょうということが、もし裁判所と調査官の中で打合せ結果になったとしたら、その結果は示唆し、それについて、当事者双方で主張の攻防を交わしていただくこととなります。

当事者の主張及び証拠の見方は技術的な内容になりますので、裁判官にとってはまだ分からない、調査官のほうがまだ分かるというものがあったら、こういう主張でしょう、証拠というのはこのように読むのですよ、明細書というのはこのように読むのですよというように、調査官と裁判官との間で検討が行われます。基礎的な理解のための検討です。当

然当事者が思っていることについて理解を深める、という意味での打合せになると思います。それにとどまらないで、別の視点からの理解というか、別の結論の導き方があったら、そのことは当事者に示さなければいけないと思っています。

作田 専門委員の意見と調査官の意見をどのように使い分けるかお聞きしたいと思います。例えば、端的に言いまして、特許法の知識を要する本案発明の特定、明細書に書いてあることの意味合い、あるいは公知事実の特定とか考え方などは調査官の判断を仰ぐのでしょうか。

塩月 そういう分け方ではなくて、よりどちらが理解できるかということで裁判官は振り分けたいと思っていますけれども。調査官はそれほど専門性はない。特に当該事件については離れたところがあります。それよりはより専門性に密着した専門委員の説明を聞いたほうがより理解しやすい、そういう切り方です。

それから専門委員の方でも、特許のほうに通暁していない方もおられますし、他方、大学の先生でも、どんどん明細書を書いている方がおられます。そのような専門委員は明細書をよく読みこなしておられて、「これはこういう理解で書いたのでしょうか」と説明してください。

大淵 今の点に関連してですが、裁判官が専門委員から直接専門的知識の補充を受けることもあれば、場合によっては専門委員が最先端の知見を提供したら、まず調査官のほうで咀嚼して、それを裁判官に説明するというパターンはあり得るのですか。つまり、調査官は、機械、電気、化学という非常に大きなくくりの担当分野となっているため、これら3分野の中の更に細分化された特定の技術分野については必ずしも詳しくないので、そのために補充的に専門委員を付けているのでしょうか、それを直接裁判官が理解するよりは、まず調査官のほうで理解した上で噛み砕いて裁判官に説明するとか、その辺のプロセスはどういうものですか。

塩月 私が担当したのでは、そういうパターン、プロセスは実際にはありませんでした。具体的な発明においては、特許分類番号が複数書

いてある場合があります。そのように技術が跨った発明というのがあるわけなので、そういう場合にはなるべくその分野ごとの専門委員をお願いしたいと思っています。

他方、調査官はある事件について複数調査に当たると結構忙しいものですから、事件については1人をお願いしている関係もあって、より広い分野からの専門家の説明を受けることは、非常にありがたいことと思います。

大淵 先ほど体制が非常に充実されてきているという話をしましたが、私は前に先端研という理系部局にいたことがあります。理工系の方は非常に専門が狭くて、かなり近い領域でも少し離れるとよく分からないということでした。それだけ非常に難しいところをやっておられるのでしょうか、そうなれば、電気担当の調査官が電気の全分野を一般的にカバーするということは、もともと厳しいものがあつたのではないかと思われま。そこで、技術が先端的で難しければ難しいほど、大学教授なのか弁理士なのかは別として、第一線の人に専門委員としてピンポイント、ワンショットで最先端の知見を補充していただくことになれば、非常に最先端の専門的知見が入ってくるし、他方、調査官からは、電気分野一般に跨るような一般的な知見も入ってきます。そこで、専門委員制度と調査官制度をうまく組み合わせればよいのではないかと思います。どちらかに偏るとバランスを崩してしまいます。すなわち、細かい最先端の話だけをしていると全体が分からなくなるし、逆に一般的な話だけだと漠然とした話になって、最先端のことが分からないということになりますので、専門知識の補充の点でも、従前の調査官制度と新たな専門委員制度とのコンビネーションをうまく図ってあげれば、理想的な形になるのではないかと思います。

先ほど篠原さんが、長い目で見てくださと言われていましたが、私も是非ともこの専門委員の制度は定着していただきたいと思っています。そうすることが最先端技術に対応し得る知的財産訴訟の要になるのではないかと思います。

そして、専門委員は、最初は馴れていなくても、2件、3件と件数を重ねるにつれて、知

的財産訴訟がどういうものかを学んでいかれますので、リピーターという感じになるほうがより望ましいと思います。発足後1年少しでしょうが、これがもう少し定着して裾野が広がって、今は123人のリストが更に充実されて、かつ、専門委員の方々も1回と言わず、経験者となっていけば、2度目はもっとスムーズに入っていけるということとなります。この制度は非常に重要なものと思います。我々も見守っていきたいと思いますので、是非とも定着のためのご努力をお願いいたします。

3 裁判官の自己研鑽, 専門知識の取得

大淵 それでは引き続きまして、「裁判官の自己研鑽, 専門知識の取得」の点について、知財高裁からご説明、ご紹介をお願いいたします。

篠原 知財高裁の最大の行動目標は、専門的知見に裏打ちされた信頼性の高い審理判断を迅速に行うということですが、そのために今まで議論に出た技術的サポート体制だけがあればよいということではもとよりないわけで、判断主体である裁判官自身が専門性を高めていくことが必要です。

一般的に申しますと、ジェネラリストとして実務経験を積んできた通常の裁判官にとって、極めて高度で細分化・先端化が進んだあらゆる技術分野にわたって、当初から当業者レベルの知識や知見を有していることは、実際問題として困難ないしは不可能です。

しかし、知的財産権事件については、管轄の集中、先ほど来の裁判所調査官の増強、専門委員制度の導入によって専門的処理体制の強化が図られており、知財高裁の裁判官は、日々、専門性の高い事件について、技術的事項につき必要に応じてサポートを受けながら、当事者の主張・立証を通じ、法律判断に必要な技術を探り、その理解を深化させる実践を重ねています。すなわち、法律家としての素養やジェネラリストとしての知識、経験をベースにして、こうした日常的なOJTの過程で裁判官の自己研鑽、合議体による切磋琢磨、各種の研修等により、おのずから専門性を身に付け、磨きをかけていくこととなります。

1例ですが、特許無効審判請求が成り立たな

いとした審決(有効審決)の審決取消訴訟では、半数以上が取り消されているのが現状です。その原因の1つとして、典型的な進歩性の判断を例に取りますと、審決が公知文献に明示的に記載された事項以外は認定しない傾向があるのに対して、裁判所は証拠の総合判断・総合評価という事実認定の手法により積極的に踏み込んで、技術常識等を認定し、発明の実質的価値を吟味しようとする傾向のあることが指摘されています。この背景には、技術的サポートもさることながら、裁判官自身のジェネラリストとしての経験をベースにした専門的知見の蓄積が大きいと思います。裁判官としては、常日ごろから技術に関心を抱き、進取の意欲を失わず、言わば技術マインドの陶冶を心掛けるという基本的な姿勢が大切であると考えています。

塩月 知的財産訴訟の経験が長い者としての思い出を含めて申し上げます。そもそも私は法学部出身ですが、当時、法学部の学生との付き合いよりは、学部を超えたサークルの友人たちと付き合いがあって、そちらの友人たちは技術系の生化学や工学部の方が多く、いろいろな実験などを話しているのを、常日ごろから聞いていましたので、技術的な分野は馴染みが深いというか違和感がありませんでした。

知的財産分野を担当し始めますと、技術だけではなく、商標・意匠もやるものですから、そちらの専門知識というかブランド知識まで広げて理解しなければならない。著作権関係もあります。絵画や芸術的なセンスの理解まで、専門知識、素養を広げなければなりません。楽しみながら、日々研鑽に励んでいます。

私が知的財産権事件、特許事件を始めたのは1986年で、その当時は音楽CDが盛んになり始めたころです。CDというのは、当時としてはデジタル技術の最先端を行くもので、いろいろな技術が詰め込まれていて、CD盤の化学的な物質の関係もありますし、サーボモーターのような制御技術もあります。それから、そもそもどのような情報を埋め込むかというような情報処理の分野も含まれます。CDプレーヤーの特許の事件があったわけではありませんが、ちょうどデジタルのことにも興味があ

ありましたので、CDプレーヤーなどを題材にしていろいろ本を読みあさった体験があります。

このように一般的な知識を仕入れるのも好きだったこともありますし、また具体的な事件で思い出深いのは、大阪高裁に勤務当時、t-PA (Tissue Plasminogen Activator)、組織プラスミノゲン活性化因子という蛋白質特許権侵害の事件がありました。蛋白質の中の遺伝子構造、それから遺伝子組換え技術の基礎知識を始めから学ばなければいけない事態になってしまったわけです。たまたまこの事件は、被告会社が違う事件が相次いで係属した関係で、図書館で基礎的な文献を読むのもやりがいがあり楽しみだったのですが、大変でした。それから啓蒙活動として市が主催していた遺伝子工学関連の講座にも何度か参加しました。

遺伝子工学関係の技術は、まだまだ人知の及ばない分野ですから、ロマンがあります。極限においてはどうせ分からないのだからという居直った姿勢で見ると、非常に気楽に勉強できるわけです。そのように楽しみながら、周辺知識を仕入れているところです。今一緒に仕事をしている裁判官も、同じように、例えばテレビの放送大学で技術の番組があると、興味を持って見るようになったと言っておられます。皆さん同じような体験があって、それぞれのやり方で技術分野の知識や素養を仕入れているのではないかと思います。法律の世界で、金融事件や離婚事件など、ドロドロした事件が多かったところへ、ある程度は合理的に考えられる分野で勉強できるのは新鮮でありがたいと思っています。

そして、そもそも、当事者が、事件の手續において、この発明、そしてその技術背景というのは、こういう意味を持ち、こういう状況にあるのですよと、いろいろな基礎資料を出してくださるのを読ませていただくのは非常に参考になりますし、当該発明について、当該技術分野についての理解を深めることは怠ってはならないわけで、OJTに基づくスキルアップも常に頭にあり、意識して実践しているところです。

大淵 今の点について、ご質問、ご意見等があ

りましたらお願いいたします。

阿部 これは余計なお節介かもしれませんが、今当社に裁判官が1人来られて1年間研修されています。非常によく勉強されているだけでなく、まさしく会社の業務の一部を担当していただいて、要員1人分を補充して余りあるほどの働きをしてもらっています。裁判所が裁判官を企業に派遣されるというのは、別に専門知識の取得や先端技術ではなく、自己研鑽というか、社会性を身に付けるというか、人格の陶冶だと思っているのですけれども、知財高裁の場合は、知財高裁の判断で、その知財高裁の中の裁判官を企業に派遣することを決める権限があるというわけではないのですか。

篠原 最終的には最高裁が決めることになりますが、知財高裁として要望をしていくことになるかと思えます。

阿部 そういう研鑽の面で企業に派遣されることもお勧めいたします。

作田 私も同意見であります。知的財産の裁判は、技術的側面の外に産業性というか経済性を持っており、企業経営に深くかかわる問題です。したがって、知的財産協会のような産業界との意見交換会なども積極的に行っていただきたいと思えます。

篠原 貴重なご提言ありがとうございます。

VIII 今後注目される知財法解釈分野

大淵 今後知財高裁では、特許法等の知的財産法の様々な分野の法解釈につきまして、司法判断が示されていくことになろうかと思いますが、特にどの分野での解釈に注目しておられるかにつき、ご自由にご意見をお願いいたします。

阿部 それでは産業界から先に。我々、今後の実務上の課題と思っている点があります。まず、新しい制度の下で、物の見方とか考え方を整理しなければならないと思っている点としては、専属管轄になりましたから、これは本当に専門的な知識を要する事件かどうかということをあらかじめ判断しなければならない。特に非技術型の事件などについて